

Ⅵ ツーリングサポート保証プラス契約約款

本ツーリングサポート保証プラス契約約款（以下、「本約款」といいます）は、ツーリングサポート保証プラスに加入する会員（以下、「会員」といいます）とメルセデス・ベンツ日本株式会社（以下、「当社」といいます）との間で、当社が有料で提供する一般保証からなるツーリングサポート保証プラスに関わる一切の事項に適用されます。

1. 本約款の適用・定義

（１）本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- ①本サービス契約：会員と当社の間で本約款にもとづいてなされる本サービスに関する契約
- ②本サービス：契約車両に対し行われるツーリングサポート保証
- ③ツーリングサポート保証：契約車両を構成する純正部品に材料または製造上の不具合が発生し、これにより走行不能となった場合に、24時間ツーリングサポートのご利用により当社が指定する指定サービス工場に入庫し、当該箇所を無料で修理するサービス
- ④24時間ツーリングサポート：契約車両が故障・交通事故により走行不能となったときに、緊急の応急措置、車両のけん引、会員の帰宅・旅行継続の手配その他を提供するサービス
- ⑤24時間ツーリングサポート無料サービス：当社が所定の条件の下で24時間ツーリングサポートを無料で提供するサービス
- ⑥契約車両：会員証に記載された車台番号の車両で、会員と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となるメルセデス・ベンツ車両またはスマート車両
- ⑦対象車両：当社の定める本サービス契約の申込可能な車両
- ⑧利用者：会員から契約車両の利用の許諾を受け、正当な権限のもとに当該契約車両を現に利用している者
- ⑨指定サービス工場：当社が指定するメルセデス・ベンツサービス工場・スマートサービス工場
- ⑩新車保証：当社がメルセデス・ベンツ車両およびスマート車両の新車販売時に、車両に付保する保証
- ⑪新車保証期間：新車保証が適用される期間（新車登録日から3年間）
- ⑫新車登録日：対象車両が新車として登録された日（初度登録日）
- ⑬走行不能：応急処置で対応可能な不具合を除いた、不具合により車両を動かさない状態、または不具合によりスピードメータ不動、夜間でのヘッドライト不灯など安全に走行できない状態

（２）当社は、本約款に従って本サービスを提供します。また、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の約款に従って本サービスを提供します。当社は、本約款を変更する場合、当社ホームページに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を掲載することにより、会員に周知するものとし

2. 本サービス契約の申込

（１）申込手続

本サービス契約の申込者は、あらかじめ本約款の遵守を承諾した上で、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を経由して、本条（３）項に定める申込可能期間内に当社宛に申込書を提出し利用料金を支払うものとします。ただし、当社が別途ウェブサイトその他所定の電子機器による申込手続を用意した場合、申込者は、これらに従い申込手続を行うことができます。また、当社から直接対象車両の販売を受けた場合、当社に直接申し込むこともできるものとしま

す。当社は、契約車両1台につき、その所有者または使用者と会員契約を締結するものとします。申込者は、本条（２）項に定める対象車両の所有者または使用者とします。対象車両の所有者または使用者として登録されていない方は、本サービス契約を申し込むことができません。

（２）対象車両

対象車両は、当社が輸入し、日本国内で販売され、日本国内で自家用乗用車として使用されている新車登録日から108ヶ月以内のメルセデス・ベンツ車両およびスマート車両のうち、指定サービス工場で法令および当社が指定する定期点検整備を受けて、24時間ツーリングサポート無料サービスの保証を受けている車両とします。ただし、以下の車両又は以下②～⑥の車両履歴を有する車両については、申し込むことができません。万一、誤って申込手続きが完了した場合、当該契約は無効とし、当社は会員に対し、受領済みの利用料金をすみやかに返還するものとします。ただし、会員が本サービスの提供を受けたときは、本サービスの提供に要した費用を利用料金から控除して返還するものとします。

①本冊子21ページ「利用料金表」にクラス／モデルの記載がされていない車両

②レンタカー※

③事業用車両（例：ハイヤー、タクシー等）

④特種用途車両（例：キャンピングカー、教習車、事務室車、霊柩車等）

⑤法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、装装、変更が加えられている車両

⑥競技車両

⑦当社の新車保証が付保されていない車両

⑧新車保証または認定中古車保証の保証期間内の車両

⑨メルセデス・ベンツ正規販売店、指定サービス工場、自動車販売業者または整備業者が所有者または使用者の車両

※（特例）「②レンタカー」の車両履歴がある車両であっても、以下のいずれの条件も満たす場合には、対象車両に含まれます。

・自家用乗用車として使用していること

・申込時の総走行距離が1日当たり55kmを超えていないこと（総走行距離 ÷ 新車登録日から申込日までの日数 ≤ 55km）

（３）申込可能期間

本サービス契約の申込可能期間は、指定サービス工場で受けた法令および当社が指定する定期点検整備の出庫日から7日以内とします。

（４）会員証

本サービス契約は、「ツーリングサポート保証プラス会員証」（以下、「会員証」といいます）にサービス開始日、終了日、契約車両の登録番号、新車登録日、車台番号等の必要事項が記入され、会員が本サービスをお申込になったメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場が捺印することにより、申込み手続きが完了し、会員証が有効となります。

3. 本サービスの期間

（１）本サービス契約の期間

本サービス契約の期間は、以下の契約締結日から契約終了日までとします。

・契約締結日：第2条（４）項に定める会員証が有効となった日

・契約終了日：本条（２）項に定める本サービスの提供終了日。ただし、第9条（５）契約期間中の本サービス契約の終了事由が発生した場合は、その日まで。

（２）本サービスの提供期間

Ⅵ ツーリングサポート保証プラス契約約款

本サービスの提供期間は、以下に記載する提供開始日から提供終了日までとなります。
・本サービスの提供開始日は、指定サービス工場で受けた法令および当社が指定する定期点検整備の出庫日とします。
・本サービスの提供終了日は、提供開始日から1年後の応当日の前日、または提供開始日からの走行距離が15,000km（ディーゼル車、またはVクラスの場合は10,000km）に達した日のいずれか先に到来した日とします。
（3）なお、会員証の記載が上記各規定と異なる場合は、上記各規定に従うものとします。
（4）認定中古車保証、保証プラス、メンテナンス＆保証プラス、認定中古車保証プラスの一般保証（以下、「別保証」といいます。）と本サービス契約に基づくツーリングサポート保証の保証期間が重複する場合、別保証が優先して適用されます。なお、重複期間による各保証期間の延長はありません。

4. 本サービスの適用

4.1 通則

（1）本約款の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される車両にのみ適用されます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスの提供はいたしません。
（2）会員または利用者が、本サービス提供のために必要な本人確認および事故・故障の状況等に関する情報や書類の提示を求められたにもかかわらず提供しない場合は、本サービスを受けられないことがあります。
（3）会員および利用者は、以下の事項を遵守するものとします。
①取扱説明書に示す取扱方法に従った正しい使用
②法令に定める日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）の実施

4.2 ツーリングサポート保証の適用

会員または利用者が、ツーリングサポート保証の提供を受ける場合には、本サービスの提供期間内に整備手帳、自動車検査証、会員証をご提示の上、24時間ツーリングサポートの利用により入庫した指定サービス工場のサービスアドバイザーに保証修理をお申し付けください。

5. 本サービスの内容

走行不能により24時間ツーリングサポートにてお預かりした契約車両を構成する純正部品のうち、走行不能の原因となった材料または製造上の不具合が発生した箇所を、本約款に定める条件によって、指定サービス工場において無料で修理いたします。保証修理は、部品の交換または補修により行ないます。また、交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。

6. 本サービスが適用されない場合

6.1 以下に該当すると判断された場合、ツーリングサポート保証は適用されません。
①契約車両の譲渡等により、会員が所有者または使用者でなくなった場合
②法令および当社が認めていない改造または架装が行なわれていた場合（当社指定サイズ以外のタイヤ・ホイールの装備、前席ガラスへの着色フィルムの貼付を含みます）
③取扱説明書に記載された取扱方法、注意事項、その他操作方法を守らなかった場合

④当社指定部品（油脂類、油類を含みます）以外が使用されていた場合
⑤法令で禁止されている、または運転中には不適当とされる薬物類の服用や飲酒運転の場合
⑥無資格運転等の法令に違反した運転の場合
⑦会員または利用者が虚偽の申告があった場合、会員または利用者からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合
⑧会員または利用者が、法令に定める禁止事項または遵守義務に違反したために発生した事故・故障
⑨第9条の事由が発生した場合
⑩自動車検査証の有効期間外の場合
⑪第4.1条（3）項が守られていない場合
⑫第2条（2）項に定める対象車両に該当しない車両であった場合
⑬24時間ツーリングサポート以外の手段によりけん引され（例：保険会社手配のけん引など）、指定サービス工場に入庫した場合

6.2 以下に起因すると判断された場合、ツーリングサポート保証は適用されません。

①交通事故等の車両修理による不具合等、材料または製造上の不具合に起因しないものと認められる不具合
②指定サービス工場にて走行可能と判断された場合
③指定サービス工場以外の工場における整備および会員または契約車両の利用者の整備および修理に起因する不具合
④一般に自動車の走行しない場所での走行、レース、ラリー等過酷な走行、または仕様の限度を越える酷使
⑤地震、台風、水害等の天災および火災、事故その他の災害による事故・故障
⑥犯罪的行為への加担による事故・故障
⑦会員または利用者の故意・過失による故障
⑧本サービス契約の申込前に発生した故障
⑨通常の注意で発見、処理できにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合
⑩一般的にメンテナンスとみなされる作業（点検、清掃を含む）
⑪指定サービス工場以外での修理費用

6.3 当社は、本サービスの提供にあたり、次に示す費用は負担しません。

①ツーリングサポート保証の適用とならない修理費用および補修部品代
②契約車両が使用できないことによる損失（休業補償、商業補償等）
③24時間ツーリングサポートを依頼する際の電話代などの連絡費用
④契約車両に搭載されていた荷物の運送費

7. 届出事項、変更事項、通知方法

（1）申込書に記載されている会員の氏名、電話番号、住所、契約車両の登録番号に変更があった場合、会員はその変更事項につき、当社の指定する変更届をもって、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へ速やかに届け出るものとします。
（2）会員は、契約車両を譲渡または廃車する場合は、予め当社所定の届出書により、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に本サービス契約の解約を届け出るものとします。

(3) 会員は、本会員証を汚損・紛失した場合は、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へお申し出ください。有料にて再発行の手続きを行ないます。
(4) 当社から会員に通知を行なう場合は、会員から当社に届け出がなされている氏名、名称、住所宛に行ないます。なお、会員がその氏名、名称または住所に変更があったにもかかわらず、本条(1)項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、会員から当社に届け出がなされている宛先へ通知を発し、その通知が通常到達すべき時に到達したとみなします。

8. 本サービスの譲渡・継承

会員の契約上の権利義務は、会員の一身専属的なものとみなし、包括または特定承継を問わず一切これを第三者に譲渡・継承させ、また担保に供することはできないものとします。ただし、第9条(5)項⑤ただし書きに定める場合を除きます。

9. 本サービス契約の解約・解除・終了

(1) 当社都合による本サービス契約の解約
当社は、3ヶ月間の予告期間をもって会員に通知の上、本サービスの提供を中止し、本サービス契約を解約することができます。この場合、以下の計算式に従い、残存するサービス契約期間に応じて、支払い済みの利用料金を会員に返還します。

「返還額」＝「支払済みの利用料金」×「本サービス契約解約時点での残存する契約期間」(*)
「1ヶ月未満は切り捨て」÷「本サービス契約期間」

(*) 本サービス契約解約時点での残存する契約期間とは、本サービスの提供開始日から1年後の応当日の前日までの残りの期間をいうものとします。

(2) 当社による本サービス契約の解除

当社は、以下の場合には、何ら通知または催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、本サービス契約を解除することができるものとします。ただし、会員が個人の場合(事業としてまたは事業のために本サービス契約の当事者となる場合を除く)には、以下①の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。

- ①会員が所定の利用料金を支払っていない場合
- ②申込書の記載内容、変更届の記載内容について、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③会員が本サービスの利用に関して、違法な行為または当社との信頼関係を著しく損なう背信的行為を行なった場合
- ④会員が本約款の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合
- (3) 会員都合による本サービスの解約
会員は、契約車両が廃車または譲渡された場合に、本サービス契約を解約することができるものとします。この場合、会員は、所定の解約届を提出した日から60日以内に、本約款末尾表1の規定に従い、利用料金の返還を受けることができます。ただし、会員が本サービス期間の開始後、本サービスの提供を一度でも受けたときは、利用料金の返還を受けることはできません。
- (4) 解約時の必要書類

会員は、本条(3)項の条件を満たし本サービス契約の解約を希望するときには、あらか

じめ当社所定の解約届および廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書を、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に提出するものとします。会員からの有効な解約届および廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書を、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場のいずれかが受領した日をもって本サービス契約は終了するものとします。

(5) 契約期間中の本サービス契約の終了

契約期間中(会員証の発行から本サービスの提供が終了するまで)に、以下の事由が生じた場合は、その事由が発生した時点で本サービス契約は終了するものとします。

- ①契約車両の修理が不可能であると判断された場合
- ②会員が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合
- ③契約車両の登録が抹消された場合
- ④契約車両が第2条(2)項ただし書きに記載される車両の、いずれかに該当することとなった場合
- ⑤本サービス契約締結時に会員が契約車両の使用者であった場合において、会員が契約車両の使用者でなくなった場合

ただし、⑤については、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り所定の用紙をもって届け出ることににより継承することができます。

- ・同居の親族間における使用者の変更
- ・個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
- ・法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合

⑥個人会員の死亡または法人会員の解散の場合

(6) 本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了が判明した場合

本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了等の事由により本サービスの提供を受ける権利を有していなかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を受けた方の負担となります。

10. 利用料金

(1) 会員は、本サービスの利用料金として所定の料金(本冊子21ページ「利用料金表」参照)を申込時に一括して支払うものとします。

(2) 本サービス契約期間満了前に、第9条(1)項または(3)項の事由に基づき本サービス契約が終了した場合、当社は各条項の定めに基づき、利用料金を会員に対して返還するものとします。なお、本サービス契約成立後、サービス開始日の前に、第9条(1)項または(3)項の事由に基づき本サービス契約が終了した場合にも、同様に利用料金を会員に対して返還するものとします。

11. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的について

当社は、お客様からお申し込みいただいた当社サービスの提供に当たって取得した個人情報を次に定める利用目的の範囲内で利用します。

- ①お客様からお申し込みいただいた当社サービス提供のため
- ②ご購入いただいた当社製品のアフターサービスの提供その他お客様のご要望への対応をするため

Ⅵ ツーリングサポート保証プラス契約約款

- ③当社の自動車販売事業及び自動車ローンやリース等の付随サービスに関するフェア、商品・サービス情報、イベント等についての電話、電子メール、SNS（ソーシャルネットワーク）、訪問、DM 及びメルセデス・ベンツに関する情報誌発送等によるご案内を行うため
- ④当社の自動車販売事業及び付随サービスに関する商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行うため
- ⑤定期点検、車検・保険満期等のアフターサービスに関する印刷物の送付・電話・電子メール・SNS（ソーシャルネットワーク）・訪問等の方法によるご案内のため
- ⑥社内統計資料作成のため（年齢構成、性別構成等）

（２）共同利用について

当社は、当社が管理責任者となり、以下の表のとおり個人データを共同利用することがあります。なお、当社は、利用目的、利用情報の変更、追加等が発生した場合は、容易に知り得る状態に置くものとします。

共同して利用される個人データの項目	共同して利用する者の範囲	利用目的
お客様より提供された事項：住所、メールアドレス、電話番号、氏名、職業、生年月日、性別、勤務先	メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社 ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社	(1) 自動車販売事業、メンテナンス、クレジット、リース、レンタカー、保険、その他当社またはメルセデス・ベンツグループ会社（メルセデス・ベンツ AG、その親会社、子会社および関連会社をいい、以下総称して「メルセデス・ベンツグループ会社」といいます。）が取り扱う商品、役務等または各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電話、e-mail の送信、SNS（ソーシャルネットワーク）、訪問等によるご案内 (2) 当社またはメルセデス・ベンツグループ会社の自動車販売事業に関連する商品及び役務等の企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査 (3) 当社またはメルセデス・ベンツグループ会社の自動車販売事業に関連する商品及び役務等への申込の補助又は申込の結果の通知

（３）第三者提供について

①当社は、メルセデス・ベンツグループ会社に個人データを提供させていただくことがあります。

②当社は、ドイツ、オランダ、アメリカ、メキシコ、インド、シンガポール、フィリピン、その他の外国にある関係会社およびサーバー管理会社等の委託先に個人データを提供します。

③当社は、（１）に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者（以下、「委託先」といいます）に、個人データの取り扱いを委託します。なお、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。

④当社は、（２）、本項①～③の場合を除き、本サービスの提供に当たって取得した個人データを、事前に同意を得ることなく、第三者に提供しません。但し、人の生命、身体または財産の保護に必要があるときなど、国内外の法令に基づく場合には、個人情報の第三者提供を行うことがあります。

（４）利用停止請求等について

当社は、お客様のご請求がある場合には、（１）に定める①、③～⑥の利用停止及び（３）①・②に定める提供を将来にわたって停止しますので、利用停止をご希望のお客様は当社までご連絡ください。

東京都品川区東品川四丁目 12 番 4 号 品川シーサイドパークタワー
メルセデス・ベンツ日本株式会社
メルセデスコール フリーダイヤル 0120-650-365
営業時間：24 時間 365 日年中無休
※システムメンテナンス等によりサービスを休止する場合があります。
あらかじめご了承ください。

（５）その他

当社は、この「個人情報の取り扱いについて」を適宜改訂できるものとし、改訂した場合、当社のホームページ上でお知らせします。

12. 免責

当社は、会員または利用者が本サービスの提供に関して被った損害については、当社の故意・重過失による場合を除き、賠償または補償の法的責任を負わないものとします。これには地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、クーデター、暴動、テロ活動、騒乱、労働争議など当社の責に帰することのできない事由により、本サービスの提供ができない場合が含まれますが、これに限定されるものではありません。

13. 合意管轄裁判所

本サービスに関して、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

14. 代位

会員が事故の相手方に対して損害賠償を請求できる場合には、会員は、本サービスの提供に要した費用相当額について、当社が会員に代位して相手方に請求することを承諾します。

15. クーリング・オフ

訪問販売で本サービス契約を申込んだ者（以下、本条では「申込者」といいます）は、有効となった会員証を受領した日を含む8日間（土、日、祝日を含みます）が経過するまでの間、当社、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場宛の書面を発することにより、無条件に本サービス契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。クーリング・オフの効力は、申込者がクーリング・オフをする旨の書面を発した時に生じます。クーリング・オフをした場合、申込者が既に本サービスの提供を受けている場合でもその対価の支払義務はありません。また、申込者が既に利用料金を支払っている場合、遅滞なく当社からメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を通じて全額返還を受けることができます（クレジット利用の場合は当該クレジット会社の手続きによります）。その他法令の定めによるものとします。

16. 暴力団等反社会的勢力についての扱い

（１）本サービス契約の申込者は、その申込時、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはこれらの密接交際者および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、且つ、会員は、本サービス契約の期間中、これに該当しないことを確約するものとします。

（２）本サービス契約の申込者および会員が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、本サービス契約の申込みを拒絶し、または本サービス契約を無催告で解除することができるものとします。この場合当社は、第9条（３）項を準用し、解除日に所定の解約届の提出が完了したものとみなした上で、これにより算出した金額の50%相当額を返還するものとします。

（３）利用者が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、以下の措置を取ることができるものとし、会員は、これに異議を述べないものとします。

①当該利用者に対し、本サポートの提供を拒絶すること

②当社が会員に対し、本条（２）項と同様の措置を取ること

17. クーポンを使用した場合の適用除外

（１）利用料金の支払に代え当社発行のクーポンを使用した会員には、第9条（１）・（３）項に定める返還の規定は、適用されないものとします。

（２）利用料金につき、金員および当社発行のクーポンによる支払を併用した会員については、クーポンの支払部分のみ前項によるものとします。

附則
2020年2月29日制定

以上

メルセデス・ベンツ日本株式会社
東京都品川区東品川四丁目12番4号品川シーサイドパークタワー

表1
本約款第9条（３）項に定める解約による支払い済み利用料金の返還額は、以下の定めに従い算出するものとします。

本約款第9条（４）項に定める適式な解約届の提出が完了した日が下記のいずれかに該当する場合に下記所定の金額を適用します。

本サービスのご利用がある場合	返還なし
本サービスのご利用がなく、サービス開始から満6ヵ月まで	利用料の50%相当額
サービス開始から満6ヵ月以降	返還なし